

令和7年度 大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業にかかる 企画提案公募仕様書

1 事業名

令和7年度 大規模スポーツ大会(※1)の誘致等に関する調査事業

2 事業目的・概要

大阪府では、「第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】(令和7年3月)(※2)」において、大阪の強みであるスポーツ資源を観光、食、健康等幅広い分野と結びつけ、様々な形のスポーツツーリズムの推進等を展開することにより、スポーツの価値や魅力を高め、スポーツとともに成長し、活力にあふれた「成長するスポーツで楽しいまちづくり」をめざすこととしています。

この一環として、本府では、大規模スポーツ大会の開催・誘致を行うことにより、観光や食等と組み合わせたスポーツツーリズムを推進し、府内外の交流人口の拡大により、地域社会・経済の活性化を図るとともに、競技団体との連携等を通じて、「みる」、「する」スポーツを推進することで、府民の生涯スポーツのさらなる振興を図ることとしています。

そこで、誘致・開催に必要な支援内容を調査分析し、課題を把握するとともに今後の取り組むべき支援の方向性を検討・整理し、大規模スポーツ大会の誘致に関する調査業務を委託します。

(※1):それぞれの競技によるが、国内・国際スポーツ大会にかかわらず概ね観客数 5,000 人以上または参加国数5か国以上が見込まれる規模の大会を想定

(※2):「第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】(令和7年3月)」は、大阪の魅力的なスポーツ資源を最大限に活用し、スポーツのもつ「楽しさ」をキーワードに、スポーツによる健康づくりやスポーツツーリズムの推進等に重点を置いて、今後5年間(令和4年度から令和8年度まで)のスポーツ施策を戦略的に推進していくための具体的な方向性を示したもの

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火曜日)まで

4 委託金額の上限額

10,329,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

5 委託業務の内容と提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の(1)から(6)とし、調査・提案すること。なお、業務の実施にあたっては、大阪府と各業務の具体的な内容を十分に協議したうえで、実施していくこと。

また、業務実施にあたっては、あらかじめ第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】を十分に理解したうえで、計画に掲げる理念やスポーツ施策を具体的に導くことができるような支援(補助)制度策定となるよう取り組むこと。

(1)現状分析

- ・大規模スポーツ大会の開催・誘致支援等に取り組む上で、本府のスポーツを取り巻く現状や、将来予測、潜在ニーズ等について、大阪の特性も踏まえながら総括的に調査分析及び課題抽出を行い、可視化すること。
- ・大阪府の特性(立地、インフラ、人口動態、資源、財政、制度面等)を整理すること。

<調査項目(例)>

- ・大阪府の施設・人口動態等関係調査
- ・大阪府のスポーツツーリズムの実態調査

<留意点>

- ・データは、計量学的に正しく、平易でわかりやすいものとする。

(提案を求める内容)

- ① 現状分析及び課題抽出について、多面的な視点により分析できるよう、独自のノウハウや知見を活かせる調査項目を設定するなど、具体的な内容を提案すること。

(2)事例調査

- ①大規模スポーツ大会の主催関係団体(※3)や国内の他自治体(※4)等への意見聴取の取りまとめ
<調査項目(必須)>

【主催関係団体等の意向調査による分析】

令和8年度以降の国際大会(下記団体が主催・公認等)の誘致・開催予定を調査

- ・競技種目(競技ジャンル)、実施時期(期間)、場所(会場)・予約状況、主催者や共催者(共催の場合、具体的な団体名)、規模(参加者、観客数)、参加国数や国名(国際大会の場合)、予算額、想定される経済波及効果、行政(国や自治体)の関与状況など
- ・希望する支援内容(補助金の交付、会場の優先使用、会場使用料の減免、広報協力、共催や後援名義など)
- ・開催地を決定する際に重視している点
- ・開催地としての大阪の評判・印象(大阪を選ぶ場合の理由、大阪で大会を開催しない理由や課題)
- ・大会開催にあたり、連携したい民間企業や他の大会(具体的な企業名、大会名)

【国内の他自治体等の意向調査による分析】

大規模スポーツ大会の誘致・開催予定調査

- ・競技種目(競技ジャンル)、実施時期(期間)、場所(会場)、主催者や共催者(共催の場合、具体的な団体名)、規模(参加者、観客数)、参加国数や国名(国際大会の場合)、予算額、想定される経済波及効果、行政(国や自治体)の関与状況など
- ・誘致・開催等するにあたり、期待する効果(誘客効果(スポーツツーリズム)、経済効果、観光振興、競技の知名度アップや競技人口の増加など)
- ・誘致・開催に至った経緯、理由
- ・誘致・開催を担当(関与)する職員数

(※3)大規模スポーツ大会主催団体(例)

- ・公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体
- ・公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体
- ・公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体
- ・国際競技連盟等の団体
- ・公益財団法人大阪府スポーツ協会加盟団体
- ・その他(公益財団法人日本スポーツ協会に加盟していない団体：アーバンスポーツ系 等)

(※4)国内の他自治体(例)

・都道府県、政令中核市、国内の非営利団体(非営利法人)

②開催・誘致支援等に関する国内の先進事例(モデル事例)等の調査

＜調査項目(必須)＞

国内の他自治体等における開催・誘致支援の特徴及び実績(過去5年間程度)

- ・誘致・開催支援をした競技種目(競技ジャンル)、実施時期(期間)、場所(会場)、主催者や共催者(共催の場合、具体的な団体名)、規模(参加者、観客数)、参加国数や国名(国際大会の場合)、大会費用、行政(国や自治体)の関与状況など
- ・支援の内容(補助金、会場の優先使用、会場使用料の減免、広報協力、共催や後援名義など)
- ・国内の他自治体等での大規模スポーツ大会の実施に伴う誘客効果(スポーツツーリズム)や、周遊による経済効果について、調査した事例の収集
- ・誘致・開催を担当(関与)する職員数

＜留意点＞

- ・調査手法は、「文献調査」、「アンケート調査」、「ヒアリング調査」等により実施すること。
- ・調査分析の進め方や手法及び内容(調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等)については、統計学的に有意であること。
- ・調査の設計に当たっては、国や関係機関の既存調査と重複しないようにすること。
(なお、業務実施にかかる費用及び各種データの収集に要する費用は委託費に含む。)
- ・調査、研究、分析を適切に実施するためのスキルや経験を有する人員を配置すること。
- ・調査設計期間、調査時期や分析期間などが効果的かつ実現可能な形で提案すること。
- ・調査項目の設定や調査結果の収集・管理にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・過去に類似の調査を実施した実績がある場合、その概要とともに示すこと。

(提案を求める内容)

- ① 調査分析の進め方や手法及び内容(調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等)について、政策提言のエビデンスとするために、仕様書で府が指定した項目以外の必要な項目も設定したうえで、具体的な内容を提案すること。
- ② データは、計量学的に正しく、平易でわかりやすいものとする。

(3)課題等の整理・分析

- ・(1)(2)の調査結果及び第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】に掲げる基本理念等を踏まえ、大阪のスポーツ振興施策を推進(大規模スポーツ大会誘致等)する上での課題等を抽出・整理し、分析を行うこと。

【参考：第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】】

HP: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o070110/sports/plan/index2.html>

(提案を求める内容)

- ① 課題等の抽出スキーム・整理・分析方法等について、独自の知見やノウハウを活かして、課題整理のあり方や、分析手法の具体的な内容を提案すること。
- ② 幅広い競技等や大会種別など具体的な内容を提案すること。

(4)政策提言(今後の取り組むべき支援の方向性の提案及び誘致・開催等支援制度策定にかかる効果的な取組)

・誘致・開催等支援における(1)から(3)での調査結果について集計するとともに、実施した調査の内容及びその分析結果等について他府県の事例を勘案しながら、本府の誘致・開催支援等の方向性を中長期的な視点から提案する政策提言としてまとめること。

また、根拠となるデータを明確にした上で、第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】の基本理念や大阪のスポーツを取り巻く課題の解決につながるような誘致・開催支援等についてどのようなものが考えられるか、(1)から(3)の結果を踏まえて、複数提案すること。なお、提案にあたっては実現に向けての課題や、実現した場合の効果などについても言及したうえで、提案すること。

政策提言には、大規模スポーツ大会の誘致等につながる具体的な支援策を必ず含めること。

また、下記は政策提言内容の一例とし、その他新規性やインパクトのある視点も加えること。

<政策提言内容(例)>

(支援制度等に関すること)

- ・大規模スポーツ大会の誘致等支援制度のあり方や方向性
- ・大阪府内に誘致するうえでの課題とその解決に向けた方策
- ・大規模スポーツ大会の誘致等に向けた体制のあり方

(競技等に関すること)

- ・大阪府内で大規模スポーツ大会の誘致が見込まれる競技と経済波及効果
- ・大阪府が力を入れて誘致を行うスポーツ分野とその理由
- ・大阪府と各スポーツ団体等との情報収集、効果的な連携に向けた手法(ポイント)

(提案を求める内容)

- ① (1)から(3)の調査・分析結果を踏まえ、新規性やインパクトがある提案とすること。
- ② 提案事業者の強み(企業ネットワーク等)を活かした実現可能性が高く効果的な支援制度を含んだ提案とすること。
- ③ 第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】の基本理念を踏まえ、府が推進しているスポーツツーリズム等の施策と整合性のとれた提案とすること。

(5)支援制度(支援体制等)等の策定支援

- ・調査・分析結果等を踏まえて、取組むべき方向性を提案し、支援制度策定の支援を行うこと。
- ・支援制度の策定にあたっては、大阪府が決定する支援制度の方向性に基づき、大阪府と定期的にディスカッションする機会を設けるなど、支援制度の策定にかかわること。また、政策提言の内容を踏まえ、専門的な見地から積極的に助言やサポートを行うこと。
- ・大阪府において当該制度を履行する場合の法的位置づけに留意すること。

<留意点>

- ・支援制度(支援体制等)等の策定等、専門的な独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること。
- ・その他、本事業をより効果的・効率的に実施できるオリジナリティのある取組みの支援とすること。

(提案を求める内容)

- ① 提案事業者の強み(企業ネットワーク等)や専門的な独自の知見・ノウハウを活かして、政策提言に盛り込んだ支援制度の実施にあたり、助言や制度設計の支援等を行う具体的な手法や体制を提案すること。

(6)業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・上記(1)から(5)について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、着手前に大阪府と協議すること。

<留意点>

・業務に従事する者のうち、少なくとも1人以上は、大規模スポーツ大会にかかる誘致・支援業務関係に精通しており、業務の遂行にあたって必要な能力を有する者とする。

(提案を求める内容)

- ① 本事業を受託するにあたっての必要な人員、実施体制を提案すること。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記(所属、役職、業務実績等)すること。未定の場合は、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ② 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強みを提案すること。大規模スポーツ大会の誘致・開催等の支援にかかる精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等を明記すること。
- ③ 業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールを提案するとともに、具体的なスキームを提案すること。
- ④ 平成29年4月1日以降、本事業の公示日までに履行した類似の業務(例:大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業に係る企画業務)の実績がある場合には、その詳細が分かる資料を別途提出すること(様式自由)。

6. 事業全体にかかる留意点

ア 調査における留意点

- ・本委託にかかる実施に当たっては、調査対象者(団体)に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上で行うこと。
- ・可能な限り各調査対象者(団体)の協力を得よう努力するとともに、各調査対象者の意思を尊重し、十分に配慮すること。

イ 委託における留意点について

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、事業開始時までに業務実施計画書を大阪府に提出すること。
- ・事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

ウ 実施状況の報告について

- ・受託者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を大阪府に報告すること。業務の進捗については、日常的な報告に加え、原則月に1回、本委託事業の作業・スケジュール進捗が分かる資料等を書面にて、大阪府に報告すること。(報告様式は別途協議)
- ・大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。

7 成果物の納入とその時期

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

(1) 中間報告

本事業は、大阪府が令和8年度の予算要求の検討につなげるため、受託者は、令和7年9月中旬頃を目途に、それまでに実施した調査結果の概要(仕様書PI「5委託業務の内容と提案を求める

事項」(1)から(4)に記載の内容)を大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

※提出時期については、発注者の指示に従うこと

(2) 最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物として「レポート」及び「誘致・開催等支援制度策定」(業務5(4)参照)とともに、本事業で実施した調査・分析等(印刷物・データ等)一式を、契約期間内までに大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

※報告書作成については、その過程においても発注者と協議をしながら作成することとする

※電子データは、Excel、Word、PowerPoint 形式のいずれかの形式とすること

※調査報告書に用いるグラフ・図・表については、原則として加工可能な形式で提出すること

※報告書の根拠となる関連資料を提出すること

8 委託業務の一般原則

- (1) 受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、事業の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

9 著作権等の取り扱い

(1) 成果品の帰属等

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は大阪府が保有する。
- ・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページやSNS アカウント等において掲載する場合がある。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・成果物に含まれる受託者または第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)、情報(個人情報を含む)等については、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

10 再委託

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託する場合
- イ 契約金額の相当部分を再委託する場合
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託する場合
- エ 随意契約によることとした理由に不整合が生じる場合

11 経費の取扱い

- (1) 受託者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を賄ってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。
- (3) 大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (4) 受託者は業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

12 その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (3) 大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (4) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して5年間保存しなければならない。
- (5) 個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。
 <<同特記事項第 8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置>>
 業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。受託者は、作業員に、同特記事項を遵守 する旨の誓約書を提出させること。
- (6) 受託者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (7) 大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

- (8) 紛争が起きた場合、受託者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。
- (9) 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- (10) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。
- (11) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。

【別記】

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

- 第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

- 第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

- 第 4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

- 第 5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

- 第 6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第 7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第 8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したものの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

（収集の制限）

第 9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第 11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第 12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第 13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第 14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第 6 第 2 項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

(1)	受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
(2)	(1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
(3)	受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
(4)	(3) の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、F D ○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

（取扱方針）

以下の２点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長１年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の 50 パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

（用語の定義）

- (1)「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2)「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第 61 号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3)「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の１年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4)「子会社」とは会社法（平成 17 年法律第 86 号）（以下「法」という。）第２条第３号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第２条第４号に定めるものをいう。